#### 平成21年度 第4回政治資金適正化委員会 議事録

## (開催要領)

- 1. 開催日時: 平成21年10月20日(火) 15時00分~16時45分
- 2. 場 所:中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
- 3. 出席委員:上田廣一、小見山満、池田隼啓、牧之内隆久の各委員

#### (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 少額領収書等の写しの開示制度について
- (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
- (3) 政治資金監査研修修了証明書の交付について(案)
- (4) 登録政治資金監査人の登録者数について
- (5) 政治資金監査に関する研修について
- (6) その他
- 3. 閉 会

## (配付資料)

- 資料1 少額領収書等の写しの開示制度について
  - 参考資料1 「権利濫用」「公の秩序又は善良の風俗」の意義
  - 参考資料2 「権利の濫用」、「公の秩序又は善良の風俗」の用例
  - 参考資料3 少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度の比較
  - 参考資料4 情報公開制度における権利の濫用について
- 資料2 政治資金監査に関するQ&A(その5)
- 資料3 政治資金監査研修修了証明書の交付について(案)
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料 5 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料6 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料 A 少額領収書等の写しの開示請求が、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗

に反すると認められる場合の検討

資料B 領収書の公開に係る新聞記事について

資料C 具体的な指針の構成と今後のスケジュール

資料D 収支報告書提出後の訂正における政治資金監査

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成21年度第4回政治資金適正化委員会を 開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まこと にありがとうございます。

なお、本日は都合により谷口委員が欠席となっております。

また、議事に入る前に、事務局より人事異動のあいさつがありますので、お願いします。

【米澤参事官】 10月1日付で松崎参事官の後任で参りました米澤と申します。よろしくお願いいたします。来年からの監査実施が本格化する大事な時期でございますので、 精いっぱい取り組ませていただきます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 よろしくお願いいたします。

【松崎政治資金課長】 今度はオブザーバーということでございますが、1年半、大変お世話になりましたが、10月1日で政治資金課長を拝命いたしました。引き続きこちらにも出席させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員長】 どうも、引き続きよろしくお願いします。

では、次に平成21年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に 管理していただきたいと思います。

また、平成21年度第3回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の少額領収書等の写しの開示制度について及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 では、御説明いたします。本日は少額領収書等の開示の制度についての御議論を賜りたいということでございまして、資料1から御説明を申し上げます。資料1は少額領収書等の写しの開示制度の概要についての説明でございます。国会議員関係政治団体につきまして何人でも要旨公表日から3年間、人件費以外の経費での少額領収書等の写しにつきまして、大臣、県選管に対し開示請求をすることができるという制度でございます。

1ページの(1)の②のところに書いておりますように、開示請求を受けた総務大臣等は開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、提出を命令しなければならないという制度になってございます。それを受けて政治団体から大臣等に提出がなされ、2ページの④でございますが、開示決定をする。こういう流れになるものでございます。

3ページの上の段に書いてございますが、開示される情報につきましては情報公開法第 5条の不開示情報が記録されている部分を除き開示をするという仕組みになっております。 そこで、今日御議論賜りたい論点についてでございますが、3ページの2のところから書 いてございます。この写しの開示制度につきましては、国会議員関係政治団体のすべての 支出、人件費を除いた支出の領収書等を公開するという考え方によりまして、収支報告書 とあわせて提出がされない、すなわち、政治団体が保有する少額領収書等につきましても 情報公開法に準じ原則公開として、権利濫用、公序良俗に反する請求は制限されるという 考え方でございます。

この権利濫用等に当たります具体的な指針につきまして、法律の規定に基づきまして正式に適正化委員会において定めるということとされておりまして、その論点として3点提示をさせていただいております。1つ目は権利の濫用、公の秩序又は善良の風俗の意義・用例、他法令における用例なども参考にしながら御議論を賜りたいと存じます。それから、(2)といたしまして、高額領収書が開示される制度でございます情報公開制度と今回の少額領収書等の写しの開示制度の制度間の差異についての検討でございます。3点目が情報公開制度における権利の濫用、どのようなものがあって参考になるのかという議論でございます。

4ページから政治資金規正法の改正時の国会における議論ということで、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会での質疑の抜粋をつけさせていただいております。例えば4ページの大口議員の御答弁の中で、3行目のあたりでございますけれども、「すべて

の支出について公開していこう、これはもう大原則でございます」という御答弁がございます。そこから10行ほど下のあたりに「原則公開、そして権利濫用とか公序良俗という場合にだけそれが制限される」という言及がございます。

同じページの一番下、石田議員の御答弁として、「原則は公開」、5ページの方に参りまして、「その中にも、しかし、公開できない場合があるのではないかということの中で、こういう文言を入れさせていただいた」、1行おりまして、「中立的な機関であるその委員会で、この公開原則という趣旨を踏まえて、その具体的指針を策定いただくことが適切ではないかという結論になった」という言及がございます。このような国会での御審議も参考にしつつ、検討をする必要があると考えてございます。

その後ろに参考資料1といたしまして、権利濫用、公序良俗の意義につきまして、法律用語辞典での解説をつけさせていただいております。権利濫用につきましては、形式上、権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為というふうに解説されてございます。そして、その権利者個人の利益と義務者又は社会全体に及ぼす害悪などを比較衡量して判断するという考え方が示されているところでございます。一方で、公の秩序、善良の風俗につきましては、一番下でございますけれども、全体として社会的妥当性を意味するものという解説がなされているところでございます。

次に、参考資料2でございます。権利濫用等の用例、他法令における用例についての説明でございます。法律及び政令におきまして権利の濫用という字句を用いております用例は6件、実質的には刑事訴訟法等でございます。それから、公序良俗という字句を用いておりますのは、公序若しくは公の秩序若しくは善良の風俗ということでございますけれども、その字句を用いているのは39件でございます。大半は契約内容、あるいは業務内容についての規定でございまして、公序良俗に関しまして行政庁に対する請求行為に関連するものといたしましては、先日、委員長から御指摘もいただきました刑事確定訴訟記録法のみでございます。

枠囲いの中に刑事確定訴訟記録法の条文をつけさせていただいております。訴訟記録の 閲覧につきまして、4条2項の3号でございますけれども、保管記録を閲覧させることが 公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき、このような 場合には閲覧させないものとするという規定になっているものでございます。 ちなみに、これにつきましては、その枠囲いの一番下でございますが、第6条といたしまして、閲覧者の義務といたしまして「閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の 秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは 生活の平穏を害する行為をしてはならない」という規定があるところでございます。

この解説につきまして、その次の2ページの中ほどに『注釈 刑事確定訴訟記録法』という本におきまして説明がございます。①の中ほどでございますけれども、ここでは例えばといたしまして、「公衆を直接に騒擾その他の犯罪の実行にあおるおそれがある場合、犯罪を助長し、又は誘発するおそれがある場合、あるいは猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険があることをいう」という説明がございまして、具体例として保険金詐欺、あるいは弁護士法違反の訴訟記録等々についての閲覧請求について、公序良俗に当たるという解説がございます。

もう一つ、この制度につきましては、3ページの上の方に書かせていただいておりますけれども、もともとこの閲覧請求につきましては、施行規則におきまして閲覧請求書の中で請求者の職業、閲覧目的、請求者と裁判を受けた者との関係を記載するということになっておりまして、それらの情報と照らし合わせて公序良俗に反するものであるかということを判断する仕組みとなっているものでございます。それ以外の用例につきましては、その後ろの4ページ以降につけさせていただいております。

次に参考資料3でございます。少額領収書等の写しに係る開示制度と情報公開制度との 比較でございます。2ページ以降に表の形で整理をさせていただいております。例えば2 ページの上の方、開示される情報の保有主体といたしまして、少額領収書等の写しの開示 制度につきましては、国会議員関係政治団体ということで政治団体側が持っている文書で あります。それに対しまして情報公開制度につきましては、行政機関が保有する文書であ るという違いがございます。

それから、開示請求権の濫用の制限、上から4段目ほどでございますが、少額領収書等の写しにつきましては、政治資金規正法に規定があるというのに対しまして、情報公開制度、少なくとも情報公開法につきましては明文の規定はないということで、権利濫用の一般法理に基づいて判断するという考え方でございます。

その他、政治団体が持っている文書であるということを前提に行政機関からの提出命令ですとか、そういった規定の際、あるいは情報公開法によらない制度であることをもって権利救済の規定が若干異なるという違いがございます。

続きまして、参考資料の4でございます。情報公開制度における権利の濫用についてということで、ここでは情報公開法の法律の規定といたしまして、先ほど差異のところで申し上げましたように、情報公開法では、明文では権利濫用等につきましては定められておりませんで、一般法理により判断をしているということでございます。

1の(1)の中ほど、なお書きのところに書かせていただいておりますが、例えば総務省で定めております情報公開法に基づく処分に係る審査基準におきましては、「開示請求が権利濫用に当たる場合には、開示しない旨の決定をすることとされている。その判断は開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」ということとされております。

そして、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」ということとされております。 この審査基準に基づいて総務省では開示決定等を行っているということになっているものでございます。

そのほか裁判例、地裁レベルでございますが、裁判例におきまして情報公開法に基づいて自動車検査証の記載事項に係る大量請求があったものにつきまして、行政庁側から非常に大量であるがゆえに職員1名専従で、1日8時間休憩なしでやっても9カ月以上かかる。このような大量請求は権利の濫用に当たるのではないかということで主張したものに対しまして、裁判所の判断といたしましては、その下から5行目ぐらいから書いてございますが、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、このことのみを理由として開示請求を拒むことは原則としてできないというふうな判断でございます。

そして、2ページ目の上の段の下の方に書いてございますけれども、どのような場合が 権利の濫用に当たるかということにつきまして、専らそのような支障を生じさせることを 目的とした開示請求、あるいは合理的な方法があるにもかかわらず、あえて迂遠な請求を 行うことにより、行政機関に著しい負担を生じさせるような例外的なときに限定されると いう判断が示されてございます。

それからもう一つ、裁判ではございませんが、情報公開・個人情報保護審査会の答申といたしまして、冠婚葬祭互助会の予約前受金残高等報告書というものにつきまして、同業他社とおぼしき者からの請求があった場合ということで、これにつきまして審査会に対し

てイの③のあたりでございますけれども、本件開示請求は同業他社によるものと推測される。 競業者の情報を取得するためという不正な目的に基づくものであるから、権利の濫用として排除すべきであるという主張を行政機関側が行ったことに対しまして、審査会といたしましては、その同じページの一番下、開示請求権制度は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求の理由、利用の目的等の個別的事情を問うものではないといったことで、その主張を認めなかったというものがございます。

そのほか、3ページ以降、各都道府県の情報公開条例の規定をまとめたものでございます。条例レベルですと、3ページの表のところに書いておりますように開示請求権の濫用禁止を明文で規定をしているのが4都道府県、開示請求者による適正な開示請求を規定しているものが31、情報の適正な使用を規定しているものが44ということで、さまざまな例がございます。

そこから、4ページあたりに少し整理をしてつけさせていただいておりますが、行政停滞目的の請求ということで、開示請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返される場合を権利濫用として認める規定があるところが群馬等4県ですとか、あるいは②大量請求として、超大量請求というもので、特定部局の保有するすべての行政文書に係る開示請求を行うような場合に権利濫用で拒否をするといったものが千葉県等4県。あるいは③のところにありますように、開示請求によって得た情報を不適正に使用するおそれがあると明らかに認められる場合といったことで、違法、不当な行為を行うことが明らかに認められる場合というものを挙げておりますのが栃木県等といったことで、さまざまな運用がなされているところでございます。

その後、6ページ以降、各県の条例の条文等つけさせていただいておりますので、後ほど参照していただければと考えます。

恐縮でございますが、委員限り資料のAについて御説明をさせていただきたいと思います。委員限り資料Aは、今、資料1、その他参考資料に基づきまして御説明をしたことを少し論点に沿いまして整理をしたものでございます。委員限り資料のAは先ほどの繰り返しでございますが、論点を3点掲げさせていただいております。

1ページの「なお」で書かせていただいておりますのは、今回のお願いしたい検討というのは、少額領収書等の開示につきまして権利の濫用等に該当するかどうか、権利の濫用等に該当すれば請求そのものを拒否するということになりますので、その基準についての御検討でございます。少額領収書等に記載された情報がどうかということにつきましては、

情報公開法5条で不開示とされるものは、いわば黒塗りをして出すという仕組みになって ございますので、情報を開示すべきかどうかという基準ではないということは御留意をい ただかなければならないということを書かせていただいているものでございます。

そこで、2ページ以降、論点を幾つか提示をさせていただいております。2ページの上の方から論点の1でございます。条文上、権利の濫用と公の秩序又は善良の風俗に反すると2つ並べられておりますけれども、この両者の意義に差異があるのか。差異があって両者を分けて検討する必要があるかどうかということでございます。2ページの中段ぐらいからでございますけれども、先ほど用例のところでも御説明いたしましたように、公序良俗の用例につきましては、刑事確定訴訟記録法しかないということで、これにつきましては保管記録を閲覧させることが公序良俗を害することとなるおそれがあると認められるときは閲覧を制限するという制度でございます。

一方で、権利の濫用につきましては刑事訴訟法等におきまして医師、弁護士等がその職業に対する社会的信頼を維持するために認められた証言の拒絶につきまして、被告人のためにのみにする証言の拒絶を権利の濫用と認めるというような考え方の規定がございます。被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合に、証言の拒絶を認めないというものでございます。この権利の濫用、刑事訴訟法等につきましては、その制度が創設されました目的を逸脱して行う権利の行使を権利の濫用ということで制限をしているというものでございます。

今回の少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用と認められるかどうか。 3ページの上の方でございますけれども、少額領収書等の写しの開示制度の目的といったものは法律上明確に規定されておりませんが、そうではないものの、制度の目的に照らして判断をしていく。そうしますと、制度の目的を例えば開示そのものである、あるいは規正法の目的である不断の監視と批判であるというふうに、いずれに考えてもかなり広い目的を有しているということとなれば、その目的を逸脱しているかどうかといったこともかなり広く考えるべきではないかといったことで、結果として社会的妥当性を欠いているかどうかということで判断をしていくべきではないかということが法律の用例からも言えるのではないかということで、3ページの上の「したがって」のところに書かせていただいておりますけれども、今回の具体的な指針の検討に当たりましては、開示請求がその具体的な状況と実際の結果に照らし、開示義務者、社会全体に及ぼす害悪などと比較衡量して当該開示請求が少額領収書等の写しの開示制度の目的に照らし、社会的妥当性を欠いていると考えら

れる場合について検討を行う。すなわち、権利の濫用と公序良俗と分けずに同じ考え方で いいのではないかという整理でございます。

論点の②でございますけれども、他法令で権利の濫用等と認められる場合が今回の検討において参考になるかどうかということでございます。ここでは先ほどからの繰り返しになりますが、公序良俗に関しましては唯一の行政に対する請求でございます刑事確定訴訟記録法を参考にできるかどうかという検討をさせていただいております。

先ほど資料の中でも御説明いたしましたが、この制度につきましては施行規則において請求者の職業閲覧目的、請求者と裁判を受けた者との関係を記載する。その情報を照らし合わせて公序良俗に当たるかどうかということを判断するというような仕組みになってございます。これは少額領収書等の開示制度については現在ない考え方でございますし、情報公開制度につきましても請求者の身分等を調査して行うということになっていないということも踏まえましても、参考にすることはできないのではないかという整理をさせていただいております。

それから、論点③でございます。情報公開制度と少額領収書等の写しの開示制度について、制度の差異が、どのような差異があるかという検討でございます。先ほど少し表で、参考資料の方でおつけさせていただきましたけれども、それにつきまして若干検討を加えますと、4ページの下の方から①、②とつけてございます。①は少額領収書等の写しの開示制度は政治団体が保有する文書である。それに対して情報公開制度の方は行政機関が持っている文書であるという差異がございます。

それから、②で書かせていただいておりますのは、当然ではございますが、情報公開法の方は一切の行政文書ということで、さまざまな情報が記載された行政文書一般を対象としている制度であるものに対しまして、5ページの上の方に参りますが、少額領収書等の写しの開示制度につきましては、その対象が領収書等に限定されているという違いがございます。しかも、領収書等でございますので、そこに記載される情報としては商慣習上かなり限定的なものであるということがございます。

それから、③でございますけれども、少額領収書等の写しの開示制度につきましては、 開示の仕方がかなり限定されてございまして、開示請求に係る国会議員関係政治団体を特 定し、支出がされた年を単位とし、光熱水費等総務省令で定める項目を区分としてしなけ ればならないということで、どのようなものがあるかわからない中で請求者が文書をでき るだけ特定しながら、何々に関する書類という形で請求ができる情報公開制度に対しまし て、今回の写しの開示請求制度につきましては団体と年と項目を区分して請求をしなければならないということで、請求の仕方が大きく異なるところでございます。

論点の④でございますが、今申し上げましたような差異を踏まえて、なお情報公開制度で権利の濫用等と認められる場合が今回の検討の中で認められる場合があるかどうかということでございます。これにつきましては6ページの(1)から、少し他法令、他の条例等の規定も参考にしながら整理をさせていただいております。(1)として行政の停滞を目的とした請求と認められる場合というものが考えられるのではないかということでございます。この範疇に入るものといたしまして、①として開示請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返される場合ということでございます。

これは開示請求を受けてしまいますと、行政機関側が請求に係る文書を準備し、不開示情報を黒塗りして請求に備えるという行為をしなければなりませんで、そういった準備だけをさせておいて閲覧をしないということが繰り返されますと、かなり行政の停滞が起こるおそれがあるということが言えるのではないかということでございます。このような者からの請求について、過去と同様の行為が繰り返される可能性が高いと明らかに認められるときは、権利の濫用等と認められる場合もあるのではないかということを書かせていただいております。

それから、②として同種の文書を繰り返し請求する。請求して閲覧するのですが、同じような請求を何度も何度も繰り返すという行為が停滞目的として認められるのではないかということでございます。ではありますけれども、先ほどの制度の差異のところで申し上げましたように、写しの開示制度につきましては、かなり請求単位が限定されているということで、団体、年、経費区分ということを限定して請求する仕組みになってございます。したがって、同じ文書を繰り返し請求したとしても行政機関側でそれほどコストがかかるという仕組みにはなってございません。

1点、国会議員関係政治団体側で領収書の例えば変更、差し替え等があった場合に、それを確認するために行政機関が政治団体に通知をして確認するという仕組みがございますけれども、そういったものはありますけれども、それにつきましても例えば報道機関が特定の団体の請求書が差し替わっていないかどうかを確認するために何度も同じ請求をするということも考えられるものでございますので、同種の文書を繰り返し請求することのみをもって行政の停滞を目的としたものであるということは言いにくいのではないかということでございます。

③は請求者の発言等から請求の目的や動機が行政機関の事務の停滞にあると明らかに認められる場合ということを分類として挙げさせていただいております。これは写しの開示制度については、請求の目的を明らかにする必要はないのでございますけれども、例えば開示請求に際して開示の準備事務をさせることが目的で、文書の内容に興味がないといったことを自発的に発言するような場合、開示請求の目的や動機が行政機関の事務の停滞だと明らかに認められるというような場合には請求権の行使の範囲を超えていると考えられるのではないかという考え方でございます。

このほかにということで、今回の政治資金規正法の改正時の議論におきましては、権利の濫用等々に該当する場合といたしまして、新聞報道等を読みますと、いたずらに政治団体を混乱させるための請求というものが当時の関係の方の御発言として出てきております。先ほど同種の文書を繰り返し請求のところでも御説明しましたように、一旦その少額領収書等が差し替わったときがございますので、その確認のために行政庁側から政治団体の方に変更がないかどうかを確認するという行為がございます。そういった行為を強いるために何度も請求をするというようなものもあり得るということもございますので、この事務手続の煩雑化をねらった国会議員関係政治団体の活動の停滞を目的とした請求というものが認められるかどうかということも検討する必要があるということでございます。

あと、7ページの下から、大量請求である場合という説明をさせていただいておりますが、先ほどの地裁の判決などを見ましても、ただ単に大量であることをもって権利の濫用であるということは認めがたい考え方でありますので、これは少額領収書等の開示制度につきましても、ただ単に大量請求であることをもって権利の濫用と考えるということはできないのではないかということにしております。

そして、8ページの中ほど(3) その他、法改正時の議論を踏まえて検討を行うべき事項ということで、先ほどのいたずらに政治団体を混乱させるための請求と同様に、立法当時の関係者の御議論などを新聞報道から見ますと、そのほかに敵対的なものというものがございます。(3)の下の方、7行目ぐらいに丸付きで書いてございますが、例えば敵対候補による相手を追い詰めるための大量請求、あるいは相手を陥れるための公開請求といったものがあるのではないかという意見が報道されてございます。

これにつきまして9ページの①、②で少し論点を書かせていただいております。①は政 治資金規正法の規定が「開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する と認められる」かどうかということでございまして、この規定ぶりで文書の開示を受ける ことを目的とした開示請求について、開示を受けた後に開示請求によって得る情報をどの ように使用するかということを判断することができるのかどうか、ということをまず検討 する必要があるのではないかということを書かせていただいております。

その上で②でございますけれども、報道で言う敵対的な開示請求としては、具体的にどのようなものが考えられて、それらが権利濫用等と認められるかどうかということでございます。・で3つほど敵対的な開示請求と考えられるのではないかというものを書かせていただいておりますけれども、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者と選挙において争う公職の候補者又はその関係者から請求が行われ、開示された情報を請求者が自身の選挙が有利になるように使用する。要するに相手方陣営が自身の選挙が有利になるように使用するために行うような開示請求が1点目でございます。

2点目は、公職の候補者ですとか団体の政治活動を妨げるよう、使用するために行うような開示請求。3点目が第三者、例えば領収書の発行者に不利益をもたらすよう使用するために行う開示請求、こういったものがあるのではないかということでございます。

それから、「なお」で書かせていただいておりますのが、敵対的ではありませんけれども、 開示された情報を使用して名誉毀損ですとか、偽計業務妨害ですとか、そういった不法行 為を行うような目的を持った請求、あるいは領収書等を改ざんして使用することを目的と した請求といったものもあるのではないかということでございます。

資料のAは以上でございまして、資料のBは先ほど少し言及をさせていただきました立法当時の新聞記事から主な発言を抜粋したものでございます。これを見ますと、例えば資料Bの1ページの一番上のところにあります中傷合戦が始まるのは間違いないという懸念、あるいは $\bigcirc$ の4番目の1円以上の公開が政治活動の自由を阻害するとの懸念も強いという考え方。

2ページの一番上でございますけれども、あらゆる会合の日付や場所が明らかになり、 会合相手のプライバシーを侵害したり、相手陣営に手の内を知られるという声があるとい う記事。それから、その中ほどでございます。丸の下から4番目ぐらいでございますけれ ども、いたずらに混乱させるための請求、敵対的なものがあるのではないかという御発言。 それから、その一番下、敵対候補が相手を追い詰めるために大量の請求を出すなど公序良 俗に反する以外は全面公開という御発言というものがございます。

一方で、新聞各社の反応としては、3ページの中ほどでございます。○で下から4つ目

ぐらいでございますけれども、権利の濫用等に認められる場合は公開を制限している。恣意的に非公開とされないよう歯止めをかけられるかどうかも問題となるという意見。それから、一番下でございますけれども、拒否対象が幅広く認められれば、1円以上公開は骨抜きになりかねないという指摘。それから、4ページは各社の社説でございますが、一番上、毎日新聞の社説では、抜け道を許さないための協議が必要だという指摘。あるいは〇の下から2つ目、恣意的に拒否できるようでは新制度が骨抜きになりかねない。拒否できるケースは極力少なくすべきだろうという社説などが挙げられるところでございます。

最後に、すみません、説明が長くなって恐縮でございますが、資料Bの新聞記事の後ろに資料のCというものをつけさせていただいてございます。この具体的な指針の構成と今後のスケジュールでございます。構成につきましては少し、本日もいろいろ御議論を賜った上で、この構成については見直しをさせていただきたいと思いますが、非常に粗々なイメージといたしまして、指針につきましては、まず具体的な指針として権利の濫用、あるいは公序良俗に反すると認められる場合を列挙する形になるのではないか。加えて、具体的な指針の検討過程ということで、委員会における検討の結果、権利の濫用等々認められる場合とは言えないと判断したものについて、その考え方を整理するといったものも必要になってくるのかなということでございます。まだ現段階での粗々のイメージでございます。

もう一つ、今後のスケジュールでございますけれども、本日の議論を受けまして、次回、12月1日に第5回委員会を予定させていただいておりますが、このときに骨子案を委員限り資料として提出できないかと考えているところでございます。その上で、いずれもすべて予定でございますけれども、2月の第6回委員会で公表ベースの骨子案というものを出せないかと考えてございます。3月の第7回で政党やマスコミからの意見を踏まえた指針(案)といったものを出せないかという考え方でございます。

したがいまして、第6回と第7回の間にどのような形で行うか、また、行うべきかどうかということも含めて検討させていただきたいと思いますけれども、政党やマスコミから意見を伺った上で指針(案)といったものを公表する形で進めてはどうかというものでございます。その指針(案)をもってパブリックコメントにかけまして、年度を越えてしまいますが、4月の委員会で最終案という形に持っていけないか。これも現段階での粗々の考え方でございますが、このような段取りを念頭に議論を進めさせていただければと考えているところでございます。

大変長くなって恐縮でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願い申し上 げます。

【上田委員長】 では、この件につきまして御質問、あるいは御意見ございましたら、 どうぞ御発言ください。

私の方の、議論を始める前に少し確認しておきたいのですけれども、1万円を超える領収書は、これは情報公開法に基づく閲覧、開示請求。

【米澤参事官】 はい。総務大臣所管が情報公開法で、各県選管所管分は各県の情報公開条例に基づくものです。

【上田委員長】 条例。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 それで、今度新しく制度ができたら、少額領収書、1万円以下ですよね。これはこの法律による開示請求になるわけですね。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 そうすると、実質的に両者に差が生じる場合があるかどうかという話が1つ挙がってきましたけれども。

それからもう1点確認したいのは、「何人も」とありますけれども、これは本人の確認を する方法はあるんですか。

【米澤参事官】 情報公開法ですと請求書に名前、住所等は書かせますけれども、特段、 本人確認という手続はございません。

【上田委員長】 わかりました。ありがとうございました。

では、何か御質問、御意見がございましたらどうぞ。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 いや、意見というか、まだ全体がなかなか整理ができないのですが、情報公開法は一般法理でいっていて特別に書いていないと。そうすると、書いたことの意義ですよね。権利の濫用及び公序良俗違反とわざわざ書いたことの意味、何かそこに違いを求められるのかどうかということが1つ。

それから、今、委員長からありましたけれども、1万円以上のものは情報公開法で開示請求できるということになると、こちらの方はそれとの関係において同一なのか、より緩くていいのか、そこのところの基本のスタンスをどう置くべきなのかということが何か議論の出発みたいな感じがするのですけれども、だから、どっちだということを今、私も意見として結論的に言える状況にないのですが、情報公開法による開示請求よりも、より広

くなる。情報公開法によって開示請求をして、それが一般法理で権利の濫用だとかいって 認められないものまで、この少額領収書の公開を広くするということは少し矛盾するよう な感じがしていますけれども、それはどうでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 そこは政治資金規正法の解釈の問題になってしまうのかもしれませんけれども、もともと情報公開制度で一般法理である権利濫用等の規定をわざわざ置いたことによって、情報公開法よりもそれが広くなるのか、狭くなるのかということでございますが、基本的には立法当時の新聞での御議論などを拝見いたしますと、何らかの場合、その請求を不開示にできる場合があるのではないかという考え方のもとに明文で権利濫用等の規定を置くという考え方が示されておりますので、そういう意味においては、より権利濫用等に当たる場合を明確にすることで、実際の開示が運用されるようにするという考え方はあろうかと思います。それが結果として一般法理で、情報公開制度で運用されているものよりも広くなるのか、狭くなるのかというのは少し、具体的にどのような場合が該当するのかということをもう少し検討していかないと、一概に言えないのではないかと思います。

【牧之内委員】 一概に言えない。

【米澤参事官】 今回、一般法理で書かれている権利濫用等で、さらにそれを政治資金 適正化委員会にその具体的な指針を定めるということも法律で決められてございますので、 どのようなものが該当するかということを明確にすべきという考え方が法律で書かれてい るとは考えております。

【上田委員長】 これ、領収書等を保存しているのは国会議員関係政治団体なんですよね。

【米澤参事官】 はい。少額領収書に関しては団体の方が持っております。

【上田委員長】 だから、ある人から開示請求があった場合に、国会議員関係政治団体側に、こういう方から開示請求がありましたという請求者の名前は知らせる仕組みになっているんですか。

【米澤参事官】 いや、なっておりません。

【上田委員長】 それは仮に知らせる仕組みになっているとすれば、それは当政治団体が推薦する国会議員の候補者と敵対する陣営の人だからちょっと困るとか何とか意見を述べる機会はあるのだけれども、そういう意見を述べる機会はないということだね。

【米澤参事官】 はい。権利濫用等に該当するかどうかは行政機関が判断するという、 総務省なり県選管が判断するという仕組みになっておりまして、政治団体が判断する、あ るいは政治団体の意見を聞くという仕組みは法律上、設けられておりません。

【上田委員長】 これはそういう立て付けにはなっていないわけだね。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 そういう立て付けがあるとやっぱり、政治の世界だから、自分と敵対 する団体の関係者かどうかということは、国よりは把握できると思うんだけどね。

【米澤参事官】 そのとおりです。

【上田委員長】 でも、そういう立て付けになっていない。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 すみません、議論というか、個別具体にということを踏まえてという話だったのですけれども、仮にこの19条の16の5項ですか、ここのところが何々を除きという文言が仮になかったとしたら、これは一般法理がやっぱり出てくるわけでしょう。だけど、これがあるから、この文言があるから、今度はそれをこの委員会がその基準みたいなのを書きなさいというような任務を負っているわけですよね。

そうすると、これが一般法理と何か違いを持たせなければいけないのかどうかということになりますよね。1万円以上の領収書は総務省に請求があったら、総務省は出すかどうかの判断をするわけですよね。個人情報とか何とかというのは、そこらの情報は出せないということで塗りつぶすが、その請求行為が権利の濫用なのかどうかということは判断をして決めるわけですよね。

そうすると、それとこの1万円以下のものとの違いがどこかに見出せるのかどうか。もちろん文書が行政文書ではないと、位置付けとしてはね。政治団体に属する文書だという違いはあるから、情報公開の対象に取り込むことは無理だったのでしょうが、だけど、その公開ということに関して、何かこの違いを求めることが、有益性があるのかどうか。ちょっと変ですけれども、もしあるとすれば、1万円超の行政文書は、こういうものは権利の濫用とは言えないけれども、この1万円以下の少額領収書は、こういうものも権利の濫用なのだということで少しその範囲を広げる。請求を拒否する範囲を広げる。そこの違いなのかなと思いますけれども、そういう理解でいいですか。

【上田委員長】 私も今、牧之内委員のお話を伺っていて、そういう気がする。何かちょっと紙一重でもいいから差があった方がやっぱり、法の趣旨に沿うような気がしまして、

その違いはどこから出てくるかというと、国が保管している文書と、一種の私的団体ですね。国会議員関係政治団体というのは私的団体で、私的団体が保管している文書の、その違いから出てくるのかなと。私的団体に対して開示要求するということは民と民の話だから、そこに恐らく権利の濫用とか、公序良俗とか、そういう概念が入り込むことができるのかなと。

ただ、1万円超の領収書については、これは国、官の方で保管しているものだから、そういう概念がちょっととりにくいのかな、その違いかなと今、牧之内委員のお話を伺っていて、そういう気がしたのですけれども、やっぱり民と民には、民法もそうですけれども、そんな民と民の間には権利の濫用とか、公序良俗違反とか、そういうことで何か物事を決めていくという仕組みになっているんじゃないですかね、日本の法律の場合は。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今の、どこに違いを見つけるのかということと今度逆に裏返していくと、最初は1円領収書ということで全部とにかく出せというような考え方があったわけですよね。ただし、それでは行政も大変だということで1万円を超えるものということにした。国民の前に収支状況を明らかにするということにおいては、法律が求めるものが異なる面があるのかどうか。もしそれが単に行政が大変だからということで領収書は添付しなくていいですよ、あるいは1万円以下のものについては細かく記載しなくていいですよということにしたとすれば、ただそれだけであるとすると、その法の目的、公開性、収支を国民の前に明らかにしていきますということにおいては、差をつけない、つけるべきではないのではないのかという議論、意見が一方から出されそうでもあるということです。

だから、その立法の経緯として、今まで公開の対象はこれですと、それを1万円以上のものまで引き下げて、人件費以外のものは全部出させるということで、公開度というものをとにかくかつてよりもかなり広げました。100%ではないけれども、広げましたというところにその法の目的を置いたのか、それとも、いや、もっと、本当は100%が本来だったのだけれども、いろいろな都合で今の状況におさまってしまったのだというのか、立法の経緯というのか、立法者の意思というのが、そこらで何か参考になることはありませんか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 立法経緯なり立法者の意思を踏まえて、今回、資料1の3ページで指針の策定のところの5行ほどで少し整理をさせていただきましたけれども、当時の国会の

御議論などを見ても、少額領収書等の写しの開示制度については、国会議員関係政治団体、すべての支出の領収書等を公開する。要するに領収書は全部出すという考え方がまず大原則としてありました。その立法時点において高額領収書については既に情報公開法、情報公開条例で開示されておりますので、その部分は法的な手当てが要らなかった。この少額領収書等について政治資金規正法ですべて公開するという考え方のもとに新しくできた制度が今回の開示制度であるという考え方の整理になると思います。

その上で今の牧之内委員の御議論からすると、そうであれば情報公開法等で開示されている部分と、今回の制度で開示される部分と差を設けるべきかどうかという話になってくるわけでございますけれども、その部分について権利濫用等に該当するものは除くということが規定されているという形になっておりまして、それが一般法理であるので、結果において異なるかどうかというのは、私どもも、その立法の経緯だけでは広いか狭いかということを判断するということはなかなか難しいと思っておりまして、少し具体で、先ほど委員長からも御指摘がありましたように、そもそもの制度的な差異、団体の文書を命令して出させるというものと、行政がそもそも持っている文書を開示するという制度的な差異も含めて、具体的な場合に即して考えなければならないのではないかと思っております。

【牧之内委員】 そうですか。

【上田委員長】 小見山委員、何か。

【小見山委員】 小見山でございます。質問があるのですが、この請求をする、私が請求をしたいといった場合には、すべて出してくださいという言い方と、例えばある一定の科目に関して出してくださいという、こういう2つの種類の請求ができるのかどうかということです。まず、そこはいかがですか。

【上田委員長】 参事官。

【米澤参事官】 ある団体のある年のすべて、要するに経常経費から政治活動費からすべての項目を指定して出すという請求もできますし、事務所費だけ見たいとか、政治活動費だけ見たいという請求もできます。それは請求の仕方でどちらでもできるようになってございます。

【小見山委員】 そうですか。実は私は、これを見た瞬間に思ったのは、当時、かなり 領収書の数が、1万円以下のものはこんなにあって、1万円以上のものはこのぐらいでは ないかという発想のもとで、これだけ大きいものを例えば私が手を挙げて全部見せてくれ と。これを全部見せなくてはいけない。見せるに当たって、たしかコピーを全部とらせて 公にするということになりますので、大変な手間がかかることを想定していたと思うんですね。したがって、それについては1つの歯止めをつけましょうというのがこの1つの文章ではないかなと思っていたわけです。それにつきまして、今も御指摘にあったように、差を設ける云々の趣旨というものをもう一度考え直すということもとても大切だと思います。

それからもう一つは、今いろいろな事例を見せていただきましたが、仮に公序良俗に反するとか、権利の濫用だというようなことがわかったとしても、だれかが請求をして、それを皆様がお受けになられて、そこですぐに拒否ができないような事例ばかりなんですね。例えば一度は出させます。それから、また来たときにまた出させます。3度目ぐらいに同じものではないですかというようなことが初めて来るものですから、かなり時間がたってから、この人は権利の濫用をしているとか、公序良俗に反しているということになりますから、事例をお出しになったとしても、牽制するだけであって、実際にかなり時間がたった後でこれがどういうふうなことなのかという判定が来ると思いますので、恐らく具体例を書かれた後、その後、その判定をするのがこの委員会に持ち込まれて、こういう事例が実際にあるんだけれども、これは公序良俗に反しているのではないかというふうにここへ持ち込まれてくるのかどうかという、次の私の質問というのはそういうことなんですね。いわゆるだれがそういうふうな判定をされるのかどうか。皆さんでやられるのか県でやられるのかわからないですし、こちらの委員会まで持ってきておやりになるのかということなのですが、それはいかがでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 開示決定を行うのは総務大臣あるいは県ということになりますので、 具体的には総務大臣所管分であれば実際のその開示も行っております政治資金課が判断することになります。ですから、決定するか、個別具体の場合、どれを決定して、どれをはねるかというのは、政治資金課が判断していくことになります。もう一つ言えば、そういったことを運用していく中で、委員会にお決めいただいた基準というものを見直す必要があるのではないかということになれば、またこの委員会の場で御議論いただくことになると思います。日々、個々の認定の部分は、政治資金課が行うということになります。

【小見山委員】 ありがとうございました。

【上田委員長】 認定について、政治団体側でどうも不満だと。この請求者はどうも、 要するに自分のところの国会議員と敵対している勢力の代表者ではないか。どうも不満だ ということは、何かそれは不服審査の方法などはあるんですか。

【米澤参事官】 行政不服審査法に基づいて開示決定をされたことについて、政治団体 側が異議申し立てをする。あるいは審査請求をするということは。

【上田委員長】 一般的に考えられているわけですね。

【米澤参事官】 はい。すみません、今のは参考資料の3の両制度の比較の表の2のところで権利救済についての両制度の差異を表示しているところです。ただ、行政機関側でだれが請求を行って開示をしたかという情報は出すことはございませんので、どういう場合にこういう異議申し立てがということになるのかというのはなかなか、実際の運用としては難しいことになると思います。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 すみません、少し頭の整理をするために基本的なことばかり聞いていて申しわけないのですけれども、その権利の濫用、あるいは公の秩序、ここもまだ次の問題があるのですが、とりあえず、これが一般法理と同じだということにすると、最終的には司法の場でそれがどうだったかというのを判断されるということになりますよね。さっき見ていると、司法の判断、厳しいですよね。そうすると、じゃあ、この指針というのは、この委員会が定める指針というのは、法令なのか、行政指導なのかということですけれども、その全体としてこの指針は、この政治資金規正法の一部をなすものになるのか、それとも総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に対する行政指導としての位置付けしか持たないのかということについてはどうでしょうか。

【米澤参事官】 法律上、適正化委員会が定めた指針に基づき認めた場合という条文になっておりませんで。

【牧之内委員】 そうなんですよね。

【米澤参事官】 はい。そこは委員御指摘のとおり、一般法理が確認的に書いてあるだけであって、その指針というのは委員会に定められた所掌事務にすぎない。それについては、いわば行政指導的に一定の基準を定めたもので、司法判断はそれとは別であるという解釈も成り立つかもしれませんが、そこは法解釈の話になってまいりますので。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 委員会の定めたその基準に基づいてということはないのですが、 総務大臣なり都道府県選管が請求に対して不開示決定をするときの理由としては、まさに ここで示される指針に基づいて不開示決定をしたということを言っていくことになるので はないかというふうには思われます。それはまさに不開示決定をする場合。ですから、それに照らし合わせて開示かというと、基本的には原則開示ということですので、請求があれば政治団体側に少額領収書の提出命令を出していく。総務省なり選管はですね。極めて限られたケースで、あるかないかわからない、限られたケースが出たときに、こちらとしてはまさに指針をよりどころにすることになるのではないかと思われます。

【小見山委員】 いわゆるほんとうにこれはだめよというのだけ例示できるという、そんな感じになるんですかね。

【上田委員長】 例示ですから、それに類似したもの、まず代表的な例を挙げておいて、 またそれに著しく類似したものとかが一番早い。それで1個だけに限定されてしまいます ものね。

【小見山委員】 ええ。だから、ここには具体的な指針を定めると書いてある。余りにも、このほかの説明をお聞きしますと、非常にその範囲が狭くなって、つまり、あまり規制してはいけませんという感じですから。

【上田委員長】 法の趣旨はそうですね。原則公開という話ですから。

【小見山委員】 そうですよね。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 権利の濫用というのは、やはりかなり想定されるんですかね。いろいろこの新聞記事とかには出ていますけれども、いわゆる想定が幾つかつくれるんですか。

【上田委員長】 参事官。

【米澤参事官】 委員限り資料のAで少し、他法令を参考にしながら少し検討してみたのですが、もともと今回の少額領収書等開示制度の権利行使の目的というのが明文では明らかになっていませんで、ある意味、だれでもどういう理由であっても請求ができるというのに近い考え方になっております。そうしますと、そういった権利を濫用するというのが、権利の目的がかなり限定されていますと、その目的からそれたものが権利の濫用ということが言えるかもしれませんが、そもそも目的が非常に広くて、とにかく国民の前に明らかにすることそのものが目的であるということになると、濫用と言える場合というのはなかなか他法令を参考にしても考えにくいという整理になっています。したがって、権利の濫用で該当するにしても、それはほぼ公序良俗に反するような、かなり違法性、不法性の強いような結果をもたらすようなものしかないのではないかという整理になっております。

# 【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 私ども今、5万円以上の領収書についての情報公開法に基づく開示請求を受けて開示事務をしているわけですが、私も異動して間もないのですが、その開示請求自体が権利の濫用に当たるとかということが議論になった形跡はありません。ですから、請求を受けて余りにも大量な請求ですので、期限内にはお出しできないということで期限を延ばして、中には本当にかなり延ばしてお出しする、あるいはお出しするときは当然、不開示情報は墨塗りをするということはしているわけですが、請求自体が権利濫用ですからといって門前で払うということはちょっと例がないのではないかと思われます。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 今の開示請求はどういう目的というのか、件数的にはどんな状況ですか。

## 【上田委員長】 収支公開室長。

【杉原収支公開室長】 目的は書いてございません。請求者は個人名でも結構ですし、 法人の代表でも結構ですし、対象も何年のどこどこ政治団体の領収書すべてとか、こうい うことで来ます。量的な面から申し上げますと、年によって若干ばらつきはありますが、 延べでいきますと、受ける政治団体側から見ますと大体2,000件、3,000件という 年もあります。その枚数にしてみれば大体、ペタペタと領収書が張ってあったものが何万 枚というふうに出ていく。5万円以上の領収書についてはそういう状況でございます。

## 【牧之内委員】 2,000枚。

【杉原収支公開室長】 件数。政治団体、延べでですね。例えば20年分のどこどこ団体の領収書といったときに、これを1件と数えた場合、年度が違えば、3年分ならば3件と数えて、そういうカウントをした場合に多い年で大体2,500件ぐらいはございました。 【上田委員長】 そうすると、この制度が始まると、もっと件数が増えるという予測なんですか。それとも今と変わらないという予測なんですか。

## 収支公開室長。

【杉原収支公開室長】 それで、私ども全体の分量をきっちり把握できないのですけれども、5万円以上から1万円超に、国会議員関係政治団体のものの提出基準が下がります。 それによって、ある政党の方で出した試算によれば、大体分量が15倍程度、それから、 1万円以下、これは今の分量からいって大体50倍程度ではないかという試算を出してお られました。分量はかなりあるものと思われます。

#### 【上田委員長】 政治資金課長。

【松﨑政治資金課長】 そうしますと、請求の件数自体については、私どもがどうなるかというのはわからないのですが、1件当たり請求されたときに、すべての領収書と言われたときに保有しているものが、今まで5万円だったものが1万円になれば、それだけで実際開示される領収書の枚数は、先ほど話がありましたように1つの試算では15倍ぐらいになるとか、それで実際、ここの政治団体が保有しているすべての領収書になった場合には、その数十倍、50倍という数字もあったりもしますので、実務としては非常に大変かなと。また、1つの団体について、結局、1万円超のものと1万円以下のものとについて全部出してくれということだと、多分、請求が2枚。情報公開法に基づく請求と、この政治資金規正法に基づく少額領収書の開示請求と2枚の請求が出てきて、それぞれ開示事務に入っていくということになろうかと思います。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 要するに今の5万円、今度、1万円超のものは収支報告書に支出の内 訳が書いてありますよね。いつ何で何のためにどこに、住所もですね。だから、いわば領 収書はそれを確認する。本当にそうか、事実かどうかというのを確認するという意味を持 つと思いますが、今度、1万円以下のものは書いていないわけですよね。そうすると、実 際の支出がどうだったのかという、いわば収支報告書の細部を領収書等で新たに知るとい う、今までの開示とは違った大きな意味を持ちますよね。という理解でいいですかね。だ から、その気になったら非常に膨大な請求が出てくるおそれがある。

【上田委員長】 そういうことでしょうね。

【牧之内委員】 ということでいいですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【松崎政治資金課長】 1万円以下の支出については、その他の支出でまとめられているわけですから、だれに幾らいつ払ったかというのは全然出ていません。収支報告書上は出ていないものについて少額領収書をすべて見ますと、当然、日付ですとか、だれに払ったか。ただ、1万円超の領収書と1万円以下の領収書とで、収支報告書に出ている情報に差がありますので、墨塗りの範囲が変わってまいります。1万円超のものは住所が書いてありますので、住所が書いてあっても、これはもう既に公開されている情報だということで塗りませんけれども、今度はそこは塗ってしまいます。また、個人の氏名も塗ってしまいます。

【牧之内委員】 ああ、そうか。

【松﨑政治資金課長】 ですから、どなたが発行したかよくわからないような領収書も 開示されます。

【小見山委員】 住所も塗るんですか。

【松﨑政治資金課長】 塗らないとまずいです。法人は塗りません。

【杉原収支公開室長】 法人は塗らないですけれども、個人は基本的に塗るのではないかと。

【松崎政治資金課長】 いずれにしても、そこに、収支報告書に既に出ている公知の情報と領収書上でも差が出てくるので、墨塗りの範囲も変えなければいけないということにはなってまいります。

【上田委員長】 じゃあ、実際問題としてあまり情報公開を得ても、閲覧しても知る情報というのは少ないわけですね。

【松﨑政治資金課長】 ただ、法人とかお店の名前とかは塗らないのでしょうから。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今のその開示情報というのは、どこで読むんですか。この取り扱いはどうしていくんですか。今回のこの少額領収書の開示情報、要するに個人名は塗らないとか、住所は。

【杉原収支公開室長】 情報公開法です。

【牧之内委員】 それは情報公開法になるんですか。

【松﨑政治資金課長】 準じて。

【牧之内委員】 あ、準じてになる。

【米澤参事官】 規正法で情報公開法5条の不開示情報を除き開示するという規定を設けておりますので。

【牧之内委員】 そうか、そうか。ごめんなさい。それはそこで明らかなんですね。

【米澤参事官】 はい。規正法で読めるという形に。

【牧之内委員】 ああ、そうか。

【米澤参事官】 ちなみに、都道府県は情報公開条例との比較になりますので、今、総務省の場合は情報公開法で情報公開法5条の非開示条項を塗りますが、場合によっては都道府県の不開示情報の塗り方が若干異なる場合もございますので、その場合はまた違う塗り方を、その高額領収書と少額領収書では違う部分を塗るというものもございます。

【上田委員長】 各都道府県で公開条例をつくっているわけですね。都道府県の保管する文書は、その条例に従って公開しているわけですね。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 都道府県が公開している分について、今度、国の法律で少額領収書の公開が始まるわけだ。

【米澤参事官】 そういうことです。はい。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 実務が大変だということはよくわかりましたので、そこから先は、我々は何とも言えませんので、御足労かもしれませんが、皆さんの手を煩わせることになると思いますが、私は、結果としてこちらは法律で我々のところが、この委員会の方で、とにかく具体例を示しなさいというふうなことしか書いていないので、じゃあ、どうやってしますか、具体的な指針で示しなさいということで示すことになるのですが、そうしますと、1つの案として、いわゆる例示列挙という形になると思うので、例示列挙を考えていらっしゃるとすると、やはりかなり絞られた例示列挙として2つ、3つ、4つを書けばいいという発想になるのでしょうね、これは。それでもう終わりではないかと思うんですよ。

【上田委員長】 要するに社会的妥当性ということを強調して、「例えば」とかいって。

【小見山委員】 そういうことです。

【上田委員長】 これらのものが該当する。まあ、その範囲ですね、これ、本当に。

【小見山委員】 それに対する説明はできませんし、一般常識人が見て、それは当然だと思う範囲でしか書けないのではないかなと思います。ですから、今、最後に非公開のところの例を出していただいたのですが、そこの太字のところを出されるのかななんて少し思いましたけどね。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 描いているイメージは、この資料Aの6ページとかにあるようなものなんでしょう。委員限り資料Aの。

【米澤参事官】 はい。要するに今、小見山委員がおっしゃっていただいたような権利 濫用等で、だれでもそうだと思うような幾つかの例示を出すということになりますと、他 の条例などを参考にしますと、6ページ、7ページあたりのこういったものを書く考え方 があるのかなと思っております。ただ、それが論点でも少し書かせていただきましたけれ ども、請求段階の請求だけに限定して権利濫用と考えるのか、その請求によって得た情報

を使って何らかの行為をすることまで射程に入れたものも例示として出すのかであることとか、先ほども少し御議論に出ましたけれども、事実認定をどうやってやるかということも含めて掲示の中に少し書くのか、それとも事実認定の部分は各総務省なり選管の判断だということで、もう抽象的に基準だけでとどめていくのかということでも書き方がかなり異なってくると思います。そのあたり、もし御議論賜ればと思います。

【小見山委員】 牽制球を投げるだけなんですよ。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 その敵対的なところは、相手陣営でなくてもマスコミが、いや、これでは使えないというふうなことになってきたら困るわけですよね、我々としてもね。だから、そこらの感触というのかな。

【上田委員長】 今、委員会として政治団体側に余りにも配慮し過ぎている、このように扱われては困るということですか。

【牧之内委員】 ええ。あるいは実際にこれを使おうとして、その基準やニュースをまとめるのに、これでは使えないとか、非常に大変だとかいうようなものというのは、正式には後で案を出してから聞くようになっているけれども、それ以前に何かつかむ方法はないんですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 私どもはお手持ちの資料Bでおつけしてある過去の新聞記事などを拝見しますと、当時はやっぱりかなり新聞中心に、マスコミとして少しでも自分たちの開示請求が制限されるようなものはあってはならないという考え方がかなり強く出ておりますので、今の我々の考え方としては、資料Cでお示ししたように一応の骨子、粗々の案をつくった上で、少し正式にマスコミ等に意見を伺った上で、その意見を踏まえたものをパブリックコメントにかけるという形で、何も案がなくてマスコミに聞いてもなかなか御意見をいただけないのではないかということもございまして、そういった段取りで進められればと思っております。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【金谷事務局長】 そこら辺の対外的な意見の聞き方とか、あるいはその整理の仕方とか、そういったものについて恐らく次回あたりになるのだと思いますけれども、そういったところも含めてまた御相談をさせていただいて、その中であまり、正直、水面下的でお伺いするというのは、この案件としてはあまり適当ではないのかなという感じもしており

ますので、そういったことも含めてちょっとまた具体的にどんな形でやるかというふうなことも御相談をぜひさせていただきたいと思っております。今日の段階でこうしましょうと完全に決めるところまでは、私どもちょっと自信がございませんので、そういった今日の御議論なり、それを踏まえた整理をしながらの中で並行的に随時御相談をさせていただくというような形でやらせていただければと思います。

【上田委員長】 では、今日の段階ではこの程度でお待ちいただきまして、次に第2の 議題の政治資金監査に関するQ&Aについて、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 それでは、資料2がQ&Aでございます。68番でございます。これは同一の正式な監査人の方が同一の団体の政治資金監査を複数年度にわたり続けてできるかという御質問でございます。御回答といたしましては、それについては政治資金規正法上の業務制限には該当しないということで御回答させていただければと考えております。

続きまして、69番でございます。団体で作成した支出証明書を領収書等の開示とする ことができるかということでございまして、お答えとしては、これは支出を証する書類で はございませんので、団体が作成した支出証明書は領収書等のかわりにならないという御 回答でございます。

70番、レシートの下にクーポンがついているようなものにつきまして、それを切り離しても大丈夫かということでございまして、御回答としては、そのようなクーポンが切り離されたレシートでも政治資金監査上は差し支えがないという御回答でございます。

71番でございますけれども、政治団体の事務職員が団体のために職員の名義で携帯電話の契約を締結している場合、この職員の口座から費用が引き落とされる。団体がその職員に対して精算を行う。こういった関係にある場合に領収書等としてどれを保存するのか。携帯電話会社からの領収書なのか、職員個人からの領収書なのかというお問い合わせでございますが、これにつきましては事務職員が団体のために契約をしているということでございますので、団体と職員との関係は内部事務処理であるという整理をさせていただいて、領収書につきましては携帯電話会社から徴した領収書を団体の領収書等として保存すべきと。

「なお」といたしまして、この場合、領収書の宛て名が事務職員、団体の名前ではなく て職員の氏名であるということになりますが、それでもやむを得ないと考えるということ をつけ加えております。

続きまして、2ページ、72番でございます。町内会の会費を政治団体がお支払いにな

ったと。その場合に領収書に住所が記載されていない場合に会計帳簿の記載をどうしよう かというお問い合わせでございまして、これにつきましては役員さんにお尋ねになったり して、あるいはその規約の確認をするなど可能な範囲で調査をして会計帳簿に記載をして くださいという御回答にしております。

それから、73番でございますが、会計帳簿につきましては政治資金規正法の施行規則の様式で補助簿日計表の類をあわせて使用してもいいということになっております。これにつきまして政治団体の方で補助簿日計表に書いてあることをすべて会計帳簿の本体の方に転記しなければならないのかという少し御疑念があったということで、このような御質問が出ております。これにつきましては、補助簿日計表も会計帳簿の一部として全体を通して支出が記載されていればいいということで、特段その本体に転記をする必要はないという扱いでお答えをしようというものでございます。

「なお」でございますけれども、この際、会計責任者が作成する保存対象書類の一覧表 というものに補助簿日計表の類も記載されるという形になってまいります。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

では、次へ参ります。委員限り資料Dについて説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 委員限り資料のDといたしまして、収支報告書提出後の訂正における 政治資金監査について御説明をさせていただきます。これは第3回の委員会におきまして、 収支報告書提出後の訂正における政治資金監査につきまして、訂正内容確認報告書に当初 の収支報告書の提出の日付を記載することが必要かどうかということと、その訂正がなさ れた場合において、当初、提出された政治資金監査報告書についても、訂正がある旨を事 後的に明らかにする必要があるかという御議論がございました。それにつきましての考え 方の整理でございます。

2の検討のところでございますが、まず1点目の当初の収支報告書訂正の日付を記載することは必要かということでございますけれども、これはどの収支報告書の訂正にかかわるものであるのかということにつきましては、中ほどの・にありますように、その団体の名称、代表者の氏名、それから、どの年の収支報告書であるかということが確認できれば、それ以上、特定する情報は必要ないということを考えまして、収支報告書提出の日付は記載しないこととしたいということで出させていただいております。収支報告書提出の日付

は県選管で受付印を押した日付になってしまいますので、監査人の方では確認する手間が 非常にあるということも踏まえまして、このような扱いにさせていただきたいと考えてお ります。

続きまして、2点目でございますが、訂正がなされた場合に当初の政治資金監査報告書の訂正がある旨を明らかにする必要があるかということでございます。これはまず収支報告書の支出に係る訂正がなされるというのはどういう場合があるかということをまず考えますと、団体側が提出しました領収書等の関係書類について、監査が終了した後に団体側の事情とか、あるいはその判断の変更によって訂正・削除・追加がなされるという場合であると考えられます。

2ページ目の方に参りまして、パターンといたしましては、①、②、③とございますが、 支出の明細が訂正される場合、支出の中身が訂正されるような場合もございますし、②と して計上されていた支出が削除されるような場合、その団体の活動に係る支出だと考えて いたのがそうではなかったということで支出そのものが落ちる場合もございます。③とし て支出が新たに計上される場合、別な団体の活動でということで整理していたけれども、 当該団体の活動だということで、後で考え方が変わるような場合、そういった場合があり 得るということでございます。

いずれにいたしましても、当初の政治資金監査につきましては、監査が行われた時点の収支報告書、それから、その関係書類について適切に行われたものでございます。次のパラでございますが、収支報告書提出の後に収支報告書の支出に係る訂正がなされたといたしましても、上の①、②、③、どの場合であっても、監査が終了した後に団体側の事情又は判断の変更によって訂正・削除・追加がなされたというものでございますので、当初提出された政治資金監査報告書については、訂正を行う必要がないのではないかという考え方を整理させていただいております。

「ただし」ということで書かせていただいておりますけれども、例えば訂正を行おうとしている支出について領収書がなくなっているような場合ということも考えられますので、そういった場合につきましては、訂正内容確認報告書において確認の結果を明らかにするということで、今まで記載例は特段問題がない場合の記載例しか掲げておりませんでしたけれども、2つ追加をさせていただきまして、5ページ、6ページでございますが、総務省の政治資金監査報告書の様式に準じまして、5ページは会計帳簿に記載の不備が一部見られたような場合、6ページにつきましては領収書の亡失等があったような場合、このよ

うな様式に基づく訂正内容確認報告書をお出しいただくことになるのではないかということで加えさせていただいております。

説明は以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、どう ぞ御発言いただきたいと思います。

牧之内委員。

【牧之内委員】 この記載例の2枚目と3枚目ですけれども、この2枚目をわざわざつけなければならない理由は何ですか。2枚目の例を3枚目の例の中に、別記を除きの中にこの旨を書けばいいような気がしますが、それでは困るという理由は何でしょうか。

【上田委員長】 では、参事官、説明をお願いします。

【米澤参事官】 当初の政治資金監査報告書につきましても、領収書等がない場合には、ここで言う6ページ、3枚目のように領収書等亡失等一覧表でそれを並べて、別記を除きという形でそれを明示するという考え方でございますが、内部、外に出ない、政治団体と政治資金監査人との間で確認するような会計帳簿に係る不備、記載の不備等については、その旨、本文の中で記載をするというのが政治資金監査報告書の記載例とさせていただいておりましたので、それと同じ、それを踏襲した記載例とさせていただいております。

【牧之内委員】 何となく日本語として、会計帳簿が何々に一部不備が見られたものの、 会計帳簿何々等は、基づいて支出の状況が表示されていることを確認したというので、何 か日本語としてすんなり来ないのですが。訂正内容については別記を除き何々ということ で、別記のうちの1つとして会計帳簿にはこういう記載ぶりがあったというのを書くと何 が、どこがまずいんですかね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 そこは3番目の様式でそのような記述を、あわせての記載例としても特段問題はないかと存じますが、御指摘は2枚目の様式ですと不備が見られたものの、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されるということを確認したということになってしまうからということでございますか。

【牧之内委員】 そうそう。

【金谷事務局長】 「それ以外については」ぐらいがいい。

【米澤参事官】 そうですね。

【牧之内委員】 だから、「別記を除き」の中に書けば、それで済む話ではないんでしょ

うかねということですけれども、確かに本体の方のは会計帳簿に記載の不備があった場合とか、領収書などがなかった場合とかといって報告の仕方が分かれてはおりますが、ここは文章に違和感がないんですよね、本体の方は。

【米澤参事官】 はい。わかりました。そこは御指摘を踏まえて、確かに誤解を招く部分もあろうかと思いますので、少し再検討させていただきます。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

では、次へ進みたいと思いますが、第3の議題の政治資金監査研修修了証明書の交付について (案) につきまして、事務局に説明をお願いします。

【米澤参事官】 資料3でございます。これは政治資金監査が修了いたしますと、修了証書というものをお渡ししてございます。ところが、この修了証書をなくされてしまったということでお問い合わせがございまして、それについてどうしようかということで案を出させていただくものでございます。ここでは3行目ぐらいからでございますけれども、当該研修を修了したことを証する書面の交付を必要とする者は、政治資金監査研修修了証明書交付申請書及び登録政治資金監査人証票の写しを提出するということで、2でその内容を適当と認めるときは遅滞なく政治資金監査研修修了証明書を交付するという仕組みを創設させていただければという案でございます。

2ページ、3ページに申請書の様式と修了証明書の様式を添付させていただいております。これは再度、その修了証書を再発行するという考え方もあろうかと存じますけれども、一度行政機関側で有効に作成した文章が、もしなくされたということであっても、後で出てくることになりますと2通同じ文書が出てきてしまうということもありますので、この修了証明書の発行でかえようという考え方のものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。これは 形式的な話ですから、これはよろしいですね。

では、次に第4の議題の登録政治資金監査人の登録者数について、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 資料の4で、10月16日付の登録分までの総登録者数をつけさせていただいております。左下でございますけれども、登録者数全体で3,107名でございます。弁護士、公認会計士、税理士の内訳は右に記載されているとおりでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 御質問、御意見ございますでしょうか。

では、次に第5の議題の政治資金監査に関する研修について、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 資料の5でございます。研修の実施状況でございますが、今年度、4 月からの研修で、この16日、東京開催までの合計で下から枠で3枠目でございますけれ ども、1,934名の方が研修を修了されておられます。昨年度、816名でございますの で、現段階で総計2,750名の方が研修の修了ということでございます。

資料6で研修の実施計画といたしまして、今まで決めていただいた計画につけ加えまして、12月17日と18日、両日、東京で開催する計画を追加させていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【上田委員長】 御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅう ございますね。

では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局 から何かありますでしょうか。事務局長。

【金谷事務局長】 今日は御議論、どうもありがとうございました。なかなか入り口から非常に難しい、私どもも少し事案とか、あるいはほかの法令とか、そういったものをもう少し調べながら、この次までに一応、先ほどのスケジュール案では骨子案というようなことも示しておりますが、どのぐらいまで整理ができるのか、あるいはその前提としてこういうことをまずお決めいただく必要があるのかなというものが整理できるか、そういったところをもう少し詰めまして、また次の委員会までに準備をさせていただきたいと思います。

スケジュールにつきましては、一応、4月ぐらいをということで目途にして、これは5月31日が国会議員関係政治団体の提出期限となっておりますので、それで、この少額領収書の開示につきましては、提出後にいわゆる収支の公表がなされ、その後に請求が来るということなので、理論的に言えば5月31日が過ぎればいつ公開が都道府県、来年、選挙がありますから、現実になるかわかりませんけれども、ありますので、一応、そこがある意味でのリミットかなと思っておりまして、それに間に合うような形で順次御議論いただきながらそれができるかということで、今後、そのスケジュールをまた進めていきたい

と思います。

なお、この後、記者会見で、一応、今日の状況をブリーフィングいたしますが、記者さんも多分、そこら辺はいつごろまでにというお話があると思いますので、まあ、いつまでにというのはなかなか我々も言いにくいものですから、一応、その5月31日があるので、それに間に合うような形でというようなことと、あとこれは制度的に権利義務にかかわる部分ですので、必ず正式なパブコメが要ることになりますので、そういったものも踏まえながらスケジュールをまた今後、それに間に合うように進めていきたいというあたりはまた説明しようかと思っております。

なかなか要領が得ない資料と、その中での方向性をどうしていくかということで大変御 議論いただきまして、また、御意見を賜りましてありがとうございます。これを生かしま してこの次までに実質的な議論ができるような形で、また私ども事務局としても整理させ ていただきたいと思いますので、お願いいたします。

【上田委員長】 そのほか、事務局の方から何かございますか。

【米澤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、総務省8階の会見室におきまして事務局長による記者会見を行う予定でございます。事務局長によるブリーフィングを予定してございます。本日の公表資料につきましても、記者会見の場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろに 確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【米澤参事官】 次回の委員会でございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、12月1日、火曜日の午前に開催をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。これにて閉会いたします。